



### 歯科診療所監視指導実施

岩見沢保健所長から平成14年2月5日付の公文書岩見保企第1584号の写しをいただいた。大略は、3月4日から3月14日まで美唄市管内16診療所が対象。主な点検事項は構造設備の点検および衛生安全管理について、エックス線装置の安全管理についてと院内掲示、広告についてであった。その他として、所要時間は1施設あたり概ね30分であった。3月5日専務さんから電話で詳細な説明があった。燃料用アルコールの保管について。レントゲンの漏えい検査について（昨年実施していないため）。薬物管理・特に毒薬劇薬については昨年7月16日付、岩見保第720号で細かく指示があった。劇・毒薬双方を個別に区別して鍵付の場所に数量・名称の分るように保管することの通達があったことを確認している。従業員の届出をすませているかの確認については、平成13年11月29日付、岩見沢基署第201号で、労働基準監督署から労働条件自主点検の実施についてはすでに労働時間が週40時間制になっており、特別対象事業所（9人以下の労働者を使用する業種）の中で保健衛生業の中に病院・診療所・歯科医院が含まれている。平成13年4月1日からこれまで週46時間であった特別対象事業所についても週44時間の法定労働時間が適用されることになりました。これについての対応が必要となっており、このたび、各事業所の労働条件・労働時間管理などの理解促進を目的として、歯科医院の皆様を対象に、労働条件自主点検を実施していただくことにいたしましたとある。自主点検結果報告書（労働条件自主点検表の1枚目）は下記担当者あて12月21日までに提出下さい

ますようお願いいたします。なお、FAXにて提出していただいても結構です。担当、岩見沢労働基準監督署、第1方面……とある。某、某、の書類は美唄歯科医師会全員が受取って、12月21日までに処理したものと思うが、美唄歯科医師会最高齢のロートルを自負している頭の固くなっていることも自他共にゆるす人間には、点検表の点検をすればする程難関でチンプンカンプンで、幾度担当の署員にたずねても分からない。12月12日岩見沢の監督署へ休診して出頭して差し向かいで半日が

かりで、文字通り小学生の低学年程度の理解度で署員にさんざんご苦勞をおかけして点検表（自主点検報告書）を受理していただいたのを昨日のように覚えている。ああ年は取りたくないものであるし益々歯科医院の経営はむずかしくなるばかりである。保健所の監視指導結果の細かい結果を書きたいし書くべきであるが、10日が締め切りの期日なので、しり切れトンボになり申しわけないが後日にゆずる。

（雨田 実記）